

一般社団法人

鹿児島県医療法人協会会報

～創立55周年記念号～

発行所：(一社)鹿児島県医療法人協会 鹿児島市中山町878番1 電話 (099)268-4896

vol.

2019年8月発行

45

一般社団法人 鹿児島県医療法人協会
創立55周年記念式典・祝賀会

CONTENTS

創立55周年記念行事	2～6	お知らせ	17
鹿児島県医療法人協会55年のあゆみ		支援申込書	18
	7	看護学校だより	19
歴代役員	8～13	研修会開催のご案内	20
東京都立広尾病院事件最高裁判決と 医師法第21条の意味するもの	14～16		

令和元年5月25日(土)創立55周年記念行事を開催しました。

はじめに

一般社団法人鹿児島県医療法人協会は平成31年3月31日をもちまして創立55周年を迎えました。これもひとえに関係各位のご支援ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

これを記念いたしまして令和元年5月25日(土)、記念行事を開催いたしました。

記念講演

「社会保障の展望～医療を巡る課題を中心に～」

講師 厚生労働省大臣官房長(ご講演当時は総括審議官) 土生栄二先生



講師にお迎えした土生先生は小田原会長が「医療事故調査制度の施行に係る検討会」の構成員を務めていた当時、同検討会の事務局、医療事故調査制度の創設準備を担当した厚労省医政局総務課の課長を務めていらっしゃいました。小田原会長は、「当時、土生先生が総務課長だった故に、医療事故調査制度が妥当な制度として仕上がった。医療界にとって大変功績の大きい先生です」と紹介し、講演会は始まりました。

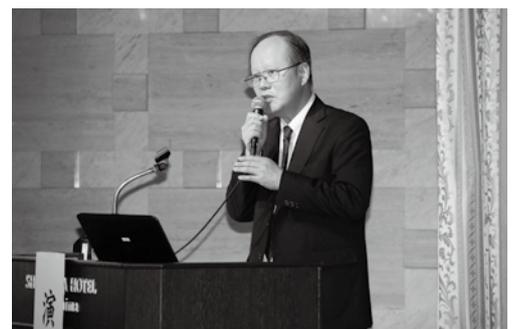
土生先生は今後の医療について、「令和の新しい時代に向けて、少子高齢化、生産年齢人口の急減が今後の大きな課題」「一人一人に、就労に参加していただき、社会の活力を保っていく。そのためには健康寿命の延伸が必要になる。ITの活用も視野に入れて提供体制の効率化もやっていかなければいけない」

また地域医療構想について「現在の地域医療構想の案を分析して、どう見直していくのか、検証して、より良いものにするかが、今年度から来年度に向けての大変重要な課題だと思っている」

「いかに今ある資源を適正に配置、配分するか。人口構成が変わった時に、急性期、回復期、慢性期という機能の転換、重点の置き方のバランスをどう変えていくのか、つまりニーズに合った医療、介護をいかに展開していくかが重要でそのために必要なお金は厳しい財源の中でも、何とか確保しなければいけないと思っている」

「日本の医療制度、全体としては大変すばらしいものだと思っている。次の時代に引き継いでいくことが、私たちの使命だと思っている。医療機関に対しては、自主的な協議の推進を念頭に置き、地域医療構想等に対応していくことをお願いしたい」と述べられました。

最後に「制度的には、公立・公的医療機関等の役割は限定されていると思う。そうしたところからまず取り組むということ。ただ、最後は民間医療機関も含めた全体で、地域の医療提供体制をどうするかについて、地域で合意形成していくことが必要。合意形成にはまだツールが足りない部分が出てくるかもしれない。『こんな仕組み、補助金等があれば』ということがあれば、現場から挙げたい」と締めくくられました。



「院内医療事故調査マニュアル」記者発表

鹿児島県医療法人協会は創立55周年記念事業として日本医療法人協会東京都支部との共同で「院内医療事故調査マニュアル」(幻冬舎)を作成・発行し、5月25日、その記者発表を行いました。



左から

院内医療事故調査マニュアル作成委員会顧問、弁護士 井上清成先生

院内医療事故調査マニュアル作成委員会委員長、坂根みち子先生

鹿児島県医療法人協会会長 小田原良治先生

日本医療法人協会東京都支部支部長 伊藤雅史先生

(坂根委員長)

「事故調査の流れについては、日本医師会作成の『研修ワークブック 院内調査の進め方』をベースに、より現場目線から改善した内容になっています。また報告書作成は、医療事故調査・支援センター(日本医療安全調査機構)の『院内事故調査報告書作成マニュアル』をベースにし、それを発展させたものです。『研修ワークブック 院内調査の進め方』とは、章立てなどを一致させており、その上で表現等を改善した方が望ましい部分を改訂したのが、『院内医療事故調査マニュアル』です」

(井上顧問)

「医療事故調査制度のスタートから3年半あまりが経過し、現場の実務として、『研修ワークブック 院内調査の進め方』と『院内事故調査報告書作成マニュアル』がベースとなり動いているものの、制度を勘違いした運用になっていることもあります。現場を混乱させないように、これら2つを尊重しつつも、修正すべき点は修正や補足することを念頭に作成しました」

「第三者(外部委員)の意見を尊重しすぎ、現場の医療従事者の声を十分に吟味しないで、調査報告書を作成してしまうケースがあります。それが裁判等になった場合、現場の医療従事者も訴えられ、調査報告書の内容とのずれが発覚することがあります。こうした問題は、以前から言われていたこと。医療事故調査制度では、十分に現場の意見を聞くように注意を喚起していますが、必ずしも現場では浸透していません」

(伊藤支部長)

「このマニュアルを全国的に広げていければと考えており、その第一段階として、東京都支部として編集に協力しました」

(小田原会長)

「現場が使いやすい良いマニュアルが出来上がったと思っています。今後、日本医療法人協会の医療安全調査部会をはじめ、さまざまな場で同マニュアルの広報に努めていきたい」

記念式典

午後5時30分より記念式典を開会しました。



小田原良治会長 あいさつ



司会 三宅智専務理事



来賓祝辞 一般社団法人日本医療法人協会
加納繁照会長



役員としても講師としてもご尽力いただいた日高正八郎先生

20年以上にわたり鹿児島県医療法人協会の役員として、また協会立看護専門学校講師としてご尽力いただきました先生方に感謝状を贈呈しました。

鹿児島県医療法人協会の職員として10年以上にわたり勤務している看護専門学校教員ならびに事務職員の表彰を行いました。



看護専門学校教務主任 小牧和代先生



院内医療事故調査マニュアル作成委員会委員長の坂根みち子先生から55周年記念事業である院内医療事故調査マニュアルのご紹介をいただきました。

祝 賀 会



業務執行理事の萩原隆二先生より祝賀会開宴のご挨拶



井上清成先生より乾杯のご発声



どのテーブルもお話の花がさいっていました。



そして最後は業務執行理事の米盛公治先生の
万歳三唱で宴を閉じました。



お忙しい中、県内外よりご出席いただきました皆様方に心より感謝申し上げますとともに
今後も変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鹿児島県医療法人協会55年のあゆみ

昭和25年 8月	医療法人制度施行
昭和27年 8月	社団法人日本医療法人協会設立
昭和39年 3月 31日	社団法人鹿児島県医療法人協会設立 (鹿児島市西千石町 富田ビル)
昭和39年 4月	准看護学院開設(定員50名)
昭和41年 3月	協会・学校移転(鹿児島市西千石町 医協ビル)
昭和41年 7月	各種学校指定
昭和45年 3月	高等看護学院開校(定員35名)
昭和46年12月	各種学校指定
昭和52年 2月	技能教育施設指定
昭和56年 3月	准看・高等両学院を合併し、校名を鹿児島県医療法人協会立看護専門学校に改め、 高等課程(准看)・専門課程(高看)の2課程を設立 専修学校指定
昭和57年 5月	定款改定
昭和61年	日本医療法人協会に役員(理事 八反丸先生・評議員 小田原先生) 日本医療法人協会経営セミナーを鹿児島で開催
5月 31日	定期総会において「病院厚生年金基金設立」を決定
昭和62年 4月 1日	鹿児島県病院厚生年金基金設立(設立母体:鹿児島県医療法人協会《会長 上小鶴先生》、 鹿児島県私的病院協会《会長 小田原先生》) 協会・学校移転(鹿児島市柳町2-11) 学校法人赤塚学園と10年間賃貸借契約
平成 3年 1月	専門課程(看護婦(士)科 定員40名)承認
平成 3年10月	学校用地造成工事起工式(鹿児島市中山町上西地内) 面積8,900㎡(約2,700坪)
平成 5年11月	学校用地造成工事竣工式
平成 7年 3月	専門課程修業年限変更(夜間定時制から全日制へ)承認
平成 8年 3月	高等課程の廃止認可
平成 8年 8月	学校建築起工式(鹿児島市中山町878番地1)
平成 9年 3月	協会・学校建築工事竣工式 鉄筋コンクリート造2階建 (1階 1,375.79㎡・2階 1,127.84㎡ 計 2,503.63㎡)
平成 9年 7月	定款変更(事務所の住所変更)
平成 9年12月	全日制定員増承認(40名から80名へ)
平成10年 5月	協会内に社団法人日本医療法人協会鹿児島県支部 設立
平成11年 3月	教育課程の変更承認(カリキュラムの変更)
平成13年 2月	定時制定員減承認(80名から40名に)
平成13年11月	2年課程から3年課程(看護科 定員40名)への課程変更承認
平成14年 4月	3年課程全日制(定員40名)開校
平成15年 3月	法改正に基づく2年課程全日制廃止
平成19年10月	第22回全国医療法人経営セミナー主催
平成24年 4月	一般社団法人に移行
平成31年 1月	「未来の医師を救う医療事故調査制度とはなにか」配布
平成31年 2月	創立55周年記念事業として院内医療事故調査マニュアル作成
令和元年 5月	創立55周年記念講演・式典・祝賀会開催 院内医療事故調査マニュアル発刊(幻冬舎)
令和元年 8月	協会報「創立55周年記念号」発行

協会の運営にご尽力いただいた先生方（敬称略）

昭和 39 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	廣 瀬 平 治	医療法人敬天会
理事	岡谷 良武	医療法人圭陵会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日高 保志	医療法人仁風会
	松下 兼知	医療法人仁心会

昭和 40 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	松下 兼知	医療法人仁心会
理事	岡谷 良武	医療法人圭陵会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日高 保志	医療法人仁風会

昭和 41 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	松下 兼知	医療法人仁心会
理事	岡谷 良武	医療法人圭陵会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日高 保志	医療法人仁風会

昭和 42 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	松下 兼知	医療法人仁心会
理事	岡谷 良武	医療法人圭陵会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日高 保志	医療法人仁風会

昭和 43 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	日笠山 純重	医療法人共助会
理事	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	尾辻 達意	医療法人常清会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	永井 利男	医療法人同潤会

昭和 44 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	日笠山 純重	医療法人共助会
理事	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	尾辻 達意	医療法人常清会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	永井 利男	医療法人同潤会

昭和 45 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	日笠山 純重	医療法人共助会
理事	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	尾辻 達意	医療法人常清会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	永井 利男	医療法人同潤会

昭和 46 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	日笠山 純重	医療法人共助会
理事	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	尾辻 達意	医療法人常清会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	永井 利男	医療法人同潤会

昭和 47 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	日笠山 純重	医療法人共助会
理事	白濱 正	医療法人恵和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	永井 利男	医療法人同潤会
	有馬 高治	医療法人高治会
	今村 健一	医療法人天陽会

昭和 48 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	高岡 眞	医療法人聖心会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	有馬 高治	医療法人高治会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会
	上小鶴 克己	医療法人恵泉会

昭和 49 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	有馬 高治	医療法人高治会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会

昭和 50 年度

役職	氏 名	法 人 名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	有馬 高治	医療法人高治会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会

昭和 51 年度

役職	氏名	法人名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	有馬 高治	医療法人高治会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会

昭和 52 年度

役職	氏名	法人名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	有馬 高治	医療法人高治会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日笠山 純重	医療法人共助会
	三宅 力	医療法人一誠会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会

昭和 53 年度

役職	氏名	法人名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	有馬 高治	医療法人高治会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	今村 健一	医療法人天陽会
	白濱 正	医療法人恵和会
	日笠山 純重	医療法人共助会
	三宅 力	医療法人一誠会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会

昭和 54 年度

役職	氏名	法人名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	白濱 正	医療法人恵和会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	有馬 高治	医療法人高治会
	今村 健一	医療法人天陽会
	高田 昌英	医療法人玉昌会
	久木田 康	医療法人敬生会
	川島 茂雄	医療法人愛人会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	三宅 力	医療法人一誠会

昭和 55 年度

役職	氏名	法人名
会長	岡谷 良武	医療法人圭陵会
理事	白濱 正	医療法人恵和会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	高岡 眞	医療法人聖心会
	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	有馬 高治	医療法人高治会
	今村 健一	医療法人天陽会
	高田 昌英	医療法人玉昌会
	久木田 康	医療法人敬生会
	川島 茂雄	医療法人愛人会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	三宅 力	医療法人一誠会

昭和 56 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	白濱 正	医療法人恵和会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	相良 吉勝	医療法人博愛会
	馬場 順道	医療法人昭泉会
	田平 禮章	医療法人玉栄会
	白石 幸弘	医療法人白光会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	植村 伸宏	医療法人康成会

昭和 57 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	白濱 正	医療法人恵和会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	相良 吉勝	医療法人博愛会
	馬場 順道	医療法人昭泉会
	田平 禮章	医療法人玉栄会
	久木田 康	医療法人敬生会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	植村 伸宏	医療法人康成会

昭和 58 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	植村 伸宏	医療法人康成会
	相良 吉勝	医療法人博愛会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	馬場 順道	医療法人昭泉会

昭和 59 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	白濱 正	医療法人恵和会
	植村 伸宏	医療法人康成会
	相良 吉勝	医療法人博愛会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	高原 篤重	医療法人参篤会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	馬場 順道	医療法人昭泉会

昭和 60 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	崎元 俊	医療法人仁愛会
	植村 伸宏	医療法人康成会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	松下 兼介	医療法人仁心会

昭和 61 年度

役職	氏名	法人名
会長	川島 茂雄	医療法人愛人会
理事	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
	植村 伸宏	医療法人康成会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	松下 兼介	医療法人仁心会

昭和 62 年度

役職	氏名	法人名
会長	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
理事	植村 伸宏	医療法人康成会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	小原 該一	医療法人厚生会

昭和 63 年度

役職	氏名	法人名
会長	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
理事	植村 伸宏	医療法人康成会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	小原 該一	医療法人厚生会

平成元年度

役職	氏名	法人名
会長	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
理事	植村 伸宏	医療法人康成会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	土橋 滋	医療法人慈恵会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	小原 該一	医療法人厚生会

平成 2 年度

役職	氏名	法人名
会長	上小鶴 克己	医療法人恵泉会
理事	植村 伸宏	医療法人康成会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	小原 該一	医療法人厚生会

平成 3 年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	淵脇 工	医療法人敬和会
	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	小原 該一	医療法人厚生会

平成 4 年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	日高 恒彦	医療法人日章会
	小原 該一	医療法人厚生会
	坂口 邦彦	医療法人育生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	田上 容正	医療法人義順顕彰会

平成 5 年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	小原 該一	医療法人厚生会
	坂口 邦彦	医療法人育生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	田上 容正	医療法人義順顕彰会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会

平成6年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	八反丸 真人	医療法人慈圭会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	小原 該一	医療法人厚生会
	坂口 邦彦	医療法人育生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会

平成7年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	淵脇 工	医療法人敬和会
	小原 該一	医療法人厚生会
	坂口 邦彦	医療法人育生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	小田原 良治	医療法人尚愛会

平成8年度

役職	氏名	法人名
会長	植村 伸宏	医療法人康成会
理事	淵脇 工	医療法人敬和会
	小原 該一	医療法人厚生会
	坂口 邦彦	医療法人育生会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	長柄 英男	社会医療法人愛仁会

平成9年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会

平成10年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会

平成11年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会

平成12年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	淵脇 工	医療法人敬和会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会

平成13年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会

平成14年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会

平成15年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会

平成 16 年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	銚之原 大助	医療法人卓翔会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会

平成 17 年度

役職	氏名	法人名
会長	永友 知澄	医療法人玉水会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	長柄 英男	医療法人愛仁会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会

平成 18 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	高田 昌実	医療法人玉昌会

平成 19 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	高田 昌実	医療法人玉昌会

平成 20 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	高田 昌実	医療法人玉昌会

平成 21 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会

平成 22 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	田上 容祥	社会医療法人義順顕彰会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会

平成 23 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会

平成 24 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会

平成 25 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	永友 知澄	医療法人玉水会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会

平成 26 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会

平成 27 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会

平成 28 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会

平成 29 年度

役職	氏名	法人名
会長	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
理事	小原 該一	医療法人厚生会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	小田原 良治	医療法人尚愛会
	吉井 八郎	医療法人吉祥会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会

平成 30 年度

役職	氏名	法人名
会長	小田原 良治	医療法人尚愛会
理事	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
	小原 該一	医療法人厚生会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会
	池田 徹	医療法人青仁会
	三宅 智	医療法人一誠会
岩城 政秋	医療法人松城会	

令和元年度

役職	氏名	法人名
会長	小田原 良治	医療法人尚愛会
理事	長柄 英男	社会医療法人愛仁会
	小原 該一	医療法人厚生会
	田上 寛容	社会医療法人義順顕彰会
	日高 正八郎	医療法人仁風会
	丸田 修士	医療法人杏林会
	萩原 隆二	医療法人玉昌会
	米盛 公治	社会医療法人緑泉会
	池田 徹	医療法人青仁会
	三宅 智	医療法人一誠会
岩城 政秋	医療法人松城会	



昭和41年度～昭和61年度
医協ビル



昭和62年度～平成8年度
赤塚学園ビル



平成9年度～現在 鹿児島市中山町

東京都立広尾病院事件最高裁判決と 医師法第21条の意味するもの

一般社団法人鹿児島県医療法人協会 会長 小田原 良治

東京都立広尾病院事件裁判第1審の東京地裁判決は、控訴審の東京高裁で破棄された。上告審の最高裁判決の原審は東京高裁判決である。東京都立広尾病院事件最高裁判決を理解するためには、原審である東京高裁判決の理解が不可欠であるが、東京高裁判決を念頭に東京都立広尾病院事件最高裁判決を紹介したい。

東京都立広尾病院事件最高裁判決

【事件番号】

最高裁判所第3小法廷判決/平成15年(あ)第1560号
医師法違反、虚偽有印公文書作成、同行使被告事件

【判決日付】 平成16年4月13日

【判示事項】

- 1 医師法第21条にいう死体の「検案」の意義
- 2 死体を検案して異状を認めた医師がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われる恐れがある場合の医師法第21条の届出義務と憲法第38条1項

【判決要旨】

- 1 医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。
- 2 死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、医師法第21条の届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反しない。

【主文】

本件上告を棄却する。

【理由】

1 弁護士〇〇〇〇、同〇〇〇〇の上告趣意のうち、医師法第21条の「検案」の解釈について、憲法第31条違反、法令解釈の誤りをいう点について所論は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法第405条の上告理由に当たらない。なお、所論にかんがみ職権で判断すると、**【要旨1】医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は正当として是認できる。**

2 同上告趣意のうち、医師法第21条の適用につき憲法第38条1項違反をいう点について所論は、死体を検案して異状を認めた医師は、その死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、異状死体に関する医師法第21条の届出義務(以下「本件届出義務」という。)を負うとした原判決の判断について、憲法第38条1項違反を主張する。そこで検討すると、本件届出義務は、警察官が犯罪捜査の端緒を得ることを容易にするほか、場合によっては、警察官が緊急に被害の拡大防止措置を講ずるなどして社会防衛を図ることを可能にするという役割をも担った行政手続上の義務と解される。そして、異状死体は、人の死亡を伴う重い犯罪にかかわる可能性があるものであるから、上記のいずれの役割におい

ても本件届出義務の公益上の必要性は高いというべきである。他方、憲法第38条1項の法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解されるころ（最高裁昭和27年（あ）第838号同32年2月20日大法廷判決・刑集11巻2号802頁参照）、本件届出義務は、医師が、死体を検案して死因等に異状があると認めたときは、そのことを警察署に届け出るものであって、これにより、届出人と死体とのかかわり等、犯罪行為を構成する事項の供述までも強制されるものではない。また、医師免許は、人の生命を直接左右する診療行為を行う資格を付与するとともに、それに伴う社会的責務を課するものである。このような本件届出義務の性質、内容・程度及び医師という資格の特質と、本件届出義務に関する前記のような公益上の高度の必要性に照らすと、医師が、同義務の履行により、捜査機関に対し自己の犯罪が発覚する端緒を与えることにもなり得るなどの点で、一定の不利益を負う可能性があっても、それは、医師免許に付随する合理的根拠のある負担として許容されるものというべきである。

以上によれば、【要旨2】死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。このように解すべきことは、当裁判所大法廷の判例（昭和27年（あ）第4223号同31年7月18日判決・刑集10巻7号1173頁、昭和29年（あ）第2777号同31年12月26日判決・刑集10巻12号1769頁、昭和35年（あ）第636号同37年5月2日判決・刑集16巻5号495頁、昭和44年（あ）第734号同47年11月22日判決・刑集26巻9号554頁）の趣旨に徴して明らかである。

3 同上告趣意のその余の主張について

所論は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違

反、事実誤認の主張であって、刑訴法第405条の上告理由に当たらない。

よって、同法第408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判決の意味するもの

本判決の原審は東京高裁判決である。最高裁は東京高裁判決を容認し、上告を棄却した。最高裁判決を理解するためには、東京高裁判決を知らなければならない。両者は一体として考えるべきである。一方、東京高裁は医師法違反部分で東京地裁判決を破棄、自判している。このように考えると、東京地裁判決のどの部分が論点であり、どの部分で東京高裁と見解を異にし、破棄に至ったのかが重要である。それを踏まえて最高裁は東京高裁判決を支持したのである。

最高裁は、【要旨1】部分で、「医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は正当として是認できる。」と述べている。最高裁が、「これと同旨の原判断は正当として是認できる。」と述べているように、この部分は東京高裁判決と同じということである。医師法第21条について、東京高裁は判決文で、「医師が死体を検案して異状があると認めたと認定できるかが問題である」と問題点を明確にした上で、事実認定に先立ち、争点となった『検案』の意義について見解を示している。東京高裁は、「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が、死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず、死因を判定するためにその死体の外表を検査すること」と定義しており、最高裁判決の【要旨1】部分と同一内容である。両者を比較検討すると「医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること」と、「当該死体が自己の診療していた患者のものであるか

否かを問わない」との二つの文章で構成されている。ここが本判決のポイントであろう。

【要旨1】部分

「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない」。この部分が最高裁判決の根幹である。東京高裁は、事実認定の前提として、「医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること」と明示した。医師法第21条に言う死体の『検案』とは、死体の外表を検査することであり、異状とは「外表異状」である。また、これは当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないとしたのである。これは、従来言われていたように、先ず死亡診断書か死体検案書かを考える必要はなく、死亡診断書を交付する場合、死体検案書を交付する場合に関係なく、死因を調べるため、死体の『検案』(外表の検査)をして、「外表異状」という客観的異状が認められると認定された場合は届出義務が発生するというものである。

また、最高裁判決は、【要旨2】部分で、「死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。」と述べているが、【要旨2】部分は、【要旨1】部分を前提としての見解である。すなわち、「医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること」であり、それは、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かに関係はない。そのように考えるならば、医師法第21条は何ら憲法違反規定ではないという判決であろう。

【要旨2】部分

「死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死

因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反するものではない」との判示は、医師法第21条を【要旨1】の如く限定解釈することを前提に、そのように解釈すれば憲法第38条1項に違反しないとの憲法解釈を示したものである。憲法判断に関して、医師法第21条は、捜査の端緒という司法警察上の義務のほか、場合によっては、警察官が緊急に被害拡大防止措置を講ずるなどの社会防衛という行政手続上の義務を併せ持つとしつつ、医師法第21条は、【要旨1】の解釈によるので、医師が死体を検案して異状があるということだけの届出であり、届出人と死体とのかかわり等、犯罪行為を構成する事項の供述を強制されるものではないので、自己負罪拒否特権に違反しないと判示したものである。

東京都立広尾病院事件裁判とは何だったのか

本稿で、東京都立広尾病院事件の最高裁判決を紹介した。かつて、最高裁判決の【要旨2】部分のみを強調する意見が横行した。これに、法医学会「異状死ガイドライン」が重なり、死亡全例警察届出の風潮が定着したため、医療崩壊の途をたどった。しかしながら、原審である東京高裁判決をしっかりと検討した上で、この最高裁判決を読むと、主たる部分は【要旨1】部分であることが分かる。合憲限定解釈を行い、医師法第21条の届出は「外表異状」によることを明示したものである。【要旨2】部分は、【要旨1】部分の解釈を前提とすれば、「所轄警察署への届出は、死体を検案して異状があった場合に届出」のみの規定であり、「届出人と死体とのかかわり等を届出」る規定ではないので、憲法第38条1項に違反するものではないとの憲法判断を行ったものである。

東京都立広尾病院事件判決は、医師法第21条に関して、「外表異状」により判断すべきことを示した重要判決である。

医療事故調査制度について（お知らせ）

鹿児島県医療法人協会では医療事故調査制度における支援団体としての活動の一環で、専用電話（24時間メッセージ対応）を設置しております。また、協会ホームページ（<http://ka-ihokyo.com/>）では、医療事故調査制度に関する各種資料、支援申込書等を掲載しておりますのでご活用下さい。

専用電話・FAX併用：099-268-5293（24時間メッセージ対応）

※専用電話メッセージでは以下の内容をお伝えしています。

ご連絡ありがとうございます。

急いで確認が必要な事項についてお伝えします。

第一に、医師法21条で異状死体につき24時間以内の届出が義務付けられていますので、異状死体に当たる外表異状があるかどうかの判断を急いで行ってください。

第二に、解剖が必要かどうかご判断ください。

なお、事故調査制度としての報告が必要か否かの判断は急ぐ必要はありません。

1か月をめぐにご判断いただければ問題ありませんので、改めて当協会に申込書でお問い合わせください。

では、亡くなられた時点で必要な確認事項につき申し上げます。

初めに、医師法21条の異状死体にあたるかどうかを確認してください。

ご遺体の外表面を観察し、外表に異状、例えば刃物での刺し傷など、犯罪による死亡であることを示す、異常な痕跡のことで。

このような異常な痕跡がある場合、警察に届け出てください。

なお、届出は、最寄りの警察署に電話で可能です。

判断に迷われる場合は直ちに顧問弁護士にご相談ください。

次に、解剖やオートプシーイメージング（AI）は、事故調査制度で必須ではありません。

これまでどおり、病理解剖の必要があると判断した場合にはご遺族に病理解剖の必要性につき説明の上、解剖に同意されるかどうかを確認してください。

ご遺族に説明される際には、あくまでも病理解剖であることを明確にしてください。事故調査制度での解剖と混同される恐れがあるからです。

なお、ご遺族が拒否された場合には解剖はできません。

事故調査制度による解剖制度がありますが、この制度はセンター報告が前提となっています。報告対象か否か不明な、この時点での解剖は、「病理解剖」である旨をご遺族に明確に説明して下さい。ご遺族に事故調査制度による解剖と誤解を与えると、後日トラブルの原因となる可能性がありますので御注意下さい。

急いで確認すべき項目は以上です。

報告対象に当たるかどうかを含め、ご質問のある方は支援申込書をダウンロードいただき、申込書でご質問いただきますようお願い申し上げます。

なお、医師法第21条の届出につきましては、協会ホームページに掲載してありますので、ご参照ください。

以上です。

各種書式（ダウンロード）・参考資料（※ホームページ掲載）

- 1 支援申込書（word, PDF）
- 2 死亡全例チェックシート（word, PDF）
- 3 死亡全例チェックシート記入例（PDF）
- 4 医師法第21条の届出について（PDF）
- 5 医療事故調査制度の施行に係る検討会のとりまとめ
- 6 日本医療法人協会「医療事故調査運用ガイドライン」最終報告書（PDF）
- 7 「予期しなかった死亡」要件（PDF）
- 8 「医療に起因する死亡」要件（PDF）

支援申込書

申込日 令和 年 月 日

一般社団法人鹿児島県医療法人協会
一般社団法人日本医療法人協会鹿児島県支部 御中
FAX 099-268-5273

医療施設名
所在地
管理者氏名
連絡先 TEL
FAX

当院管理者は、医療法第6条の11第2項にもとづき、医療事故調査等支援団体である貴協会に対し、支援を求めます。

なお、鹿児島県医療法人協会は、日本医療法人協会鹿児島県支部として支援団体とされておりますので当協会に提出された情報は日本医療法人協会と共有されることを御承知おき下さい。

1. 支援を求めたい事項

医療法第6条の10第1項「医療事故」に当たるかどうか

※「医療事故」該当性の有無は最終的には、当該医療施設管理者が判断しなければならないことは御了解下さい。

その他（以下に具体的にお書きください）

2. 「医療事故」に当たるか否かの判断のための情報

(1) 死亡日時 年 月 日

(2) 死亡場所

(3) 死因（死亡診断書記載）

(4) 提供した医療

(5) 医療提供前の「死亡の予期」についての説明の有無（有・無）

(6) 医療提供前の「死亡の予期」についてのカルテ記載の有無（有・無）

3. 顧問弁護士の有無（有・無）

※支援申込書の受理後、改めて当協会からご連絡いたします。

看護学校だより

(令和2年度看護学生募集のご案内)

本校は平成29年10月1日に「厚生労働省指定専門実践教育訓練給付制度」の指定講座となりました。一定の要件をみたす社会人の方が給付金(最大1,680,000円)を受け取りながら学べる大変貴重な制度です。

貴院の職員の方で今後看護師の資格取得を目指そうという方がいらっしゃいましたらぜひともこの制度をご利用いただきたいと存じます。

令和2年度の入試要項は下記のとおりです。

- ① 募集人員 40名 ② 修学年限 3年 ③ 受験の手続き等 下表のとおり

区分	推薦入学・社会人入学	一般入学(Ⅰ期)	一般入学(Ⅱ期)	一般入学(Ⅲ期)
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校又は中等教育学校を卒業又は令和2年3月卒業見込の者 ● 高等学校卒業程度認定試験合格者 			
試験会場	〒891-0105 鹿児島市中山町878番地1 鹿児島県医療法人協会立看護専門学校			
試験期日	令和元年10月27日(日)	令和元年11月24日(日)	令和2年1月26日(日)	令和2年3月8日(日)
出願期間	令和元年10月7日(月) ～ 令和元年10月24日(木)	令和元年11月5日(火) ～ 令和元年11月21日(木)	令和2年1月6日(月) ～ 令和2年1月23日(木)	令和2年2月17日(月) ～ 令和2年3月5日(木)
合格発表	令和元年10月29日(火)	令和元年11月26日(火)	令和2年1月28日(火)	令和2年3月9日(月)

※その他詳しいことは、下記にお問い合わせ願います。

〒891-0105 鹿児島市中山町878番地1 鹿児島県医療法人協会立看護専門学校

TEL 099-268-4796 FAX 099-268-4972

E-mail:k.ihokan@ml.j-bee.com <https://ka-ihokan.com>

研修会開催のご案内

下記のとおり研修会を開催いたします。この機会に理事長先生のみならず院長先生・事務長様ほか職員・関係医療施設の皆様もご参加下さいますようご案内いたします。
詳細につきましては改めて各医療機関あてお知らせいたします。

テーマ「働き方改革」

日時:令和元年9月28日(土)午後4時～午後6時

会場:鹿児島市医師会館 3階大会議室(鹿児島市加治屋町3-10)

第1部

演題 「最近の医療行政の動向等について～医師の働き方改革を中心に～」

講師 厚生労働省医政局医事課 課長 佐々木 健 先生

第2部

演題 「医師法21条を語る」

講師 衆議院議員(自由民主党) 橋本 岳 先生

厚生労働省医政局医事課 課長 佐々木 健 先生

井上法律事務所所長 弁護士 井上 清成 先生

一般社団法人鹿児島県医療法人協会 会長 小田原 良治 先生

参加費:無料

簡単・迅速なご融資!

設備・運転・育英・住宅および自動車購入資金など、
その他ご遠慮なくご相談ください。

ご利用いただける方 鹿児島県医師会員で本組合へ出資(10口=10,000円)をしていただき組合員となられた方。

ご融資金額

- A会員(開業医師)および法人……………最高 1 億円(最長20年)
- B会員(勤務医師)……………最高1,000万円(最長20年)
- 住宅特別融資(A・B会員)……………最高 1 億円(最長35年)
- 独立行政法人福祉医療機構(代理店)……………新規開業等お気軽にご相談下さい。

一般融資

設備・運転・育英・住宅および自動車購入資金など、
その他ご遠慮なくご相談下さい。

住宅特別融資

先生方にご利用しやすく設計いたしました。新築計画は
もちろん以前の借換資金等お気軽にご相談ください。

フリーローン

いろんな資金に利用できる自由なローンです。簡単な手
続きでご利用いただいておりますので、お気軽にお申し
込みください。

保証融資

ご開業の先生の保証がなくても、わずかな保証料をご負
担頂くことにより【保証融資制度】をご利用できます。

利率保証人 ご希望金額により異なりますので、お電話等でお問い合わせください。

鹿児島県医師信用組合 TEL(代)(099)251-3821 FAX(099)252-6184

〒890-0053 鹿児島市中央町8番地1 県医師会館1階 <http://www.kagoshima.med.or.jp/member/sinyou/ippan.htm> E-mail sinyou@kagoshima.med.or.jp